

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・福祉用具貸与・販売
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護



目次

1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について

令和4年度の運営指導において、指摘の多かった項目等です。

項目ごとに、「・」は運営指導の際に確認された内容等、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例等を記載しています。

2 運営上の留意事項について

運営上の留意事項について記載しています。



1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について



<人員基準>

(1) 従業者の員数

- ・専門職が必要な資格を有していることが確認できない。
- ⇒ 資格証の写しを適切に保管してください。

<運営基準>

(1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・運営規程等の利用料に関する内容が、2割、3割負担の利用者に対応できていない。
- ⇒ 1～3割負担の利用者に対応した内容にしてください。
- ・運営規程、利用契約書及び重要事項説明書の内容が不整合。または、実態と不整合。
- ⇒ 運営規程を変更した際に、利用契約書及び重要事項説明書の変更をしていないため、記載内容にズレが見受けられます。1年に1回は、内容の見直しを行ってください。

<運営基準>

(2) 心身の状況等の把握

- ・サービス担当者会議の記録がない。

⇒会議録を漏れなく作成し、保管を徹底してください。

(3) 居宅介護支援事業所等との連携

- ・最新の居宅サービス計画を入手していない。または、居宅サービス計画が同意のあるものか確認していない。

⇒居宅サービス計画は、個別サービス計画及びサービス提供の基本です。

居宅介護支援事業所と密接な連携を図り、最新の居宅サービス計画を入手してください。また、居宅サービス計画が同意のあるものか確認してください。

<運営基準>

(4) サービスの提供の記録

・個別サービス計画に従ったサービスの実施状況を記録していない。

⇒ 個別サービス計画にある目標を達成するために提供した、具体的なサービスの内容や利用者の心身の状況等を記録してください。

(5) 利用料等の受領(福祉用具貸与・販売を除く)

・領収書に医療費控除対象額を記載していない。

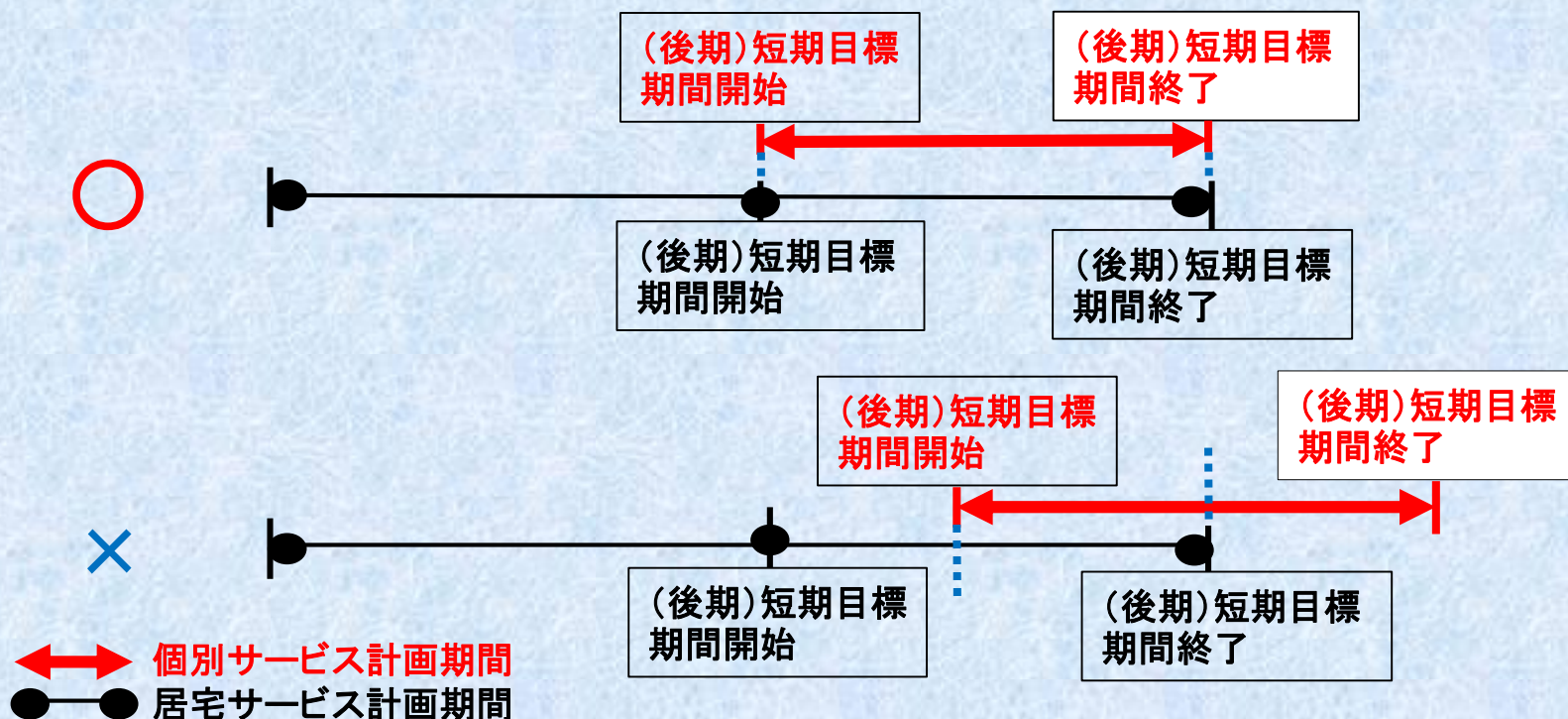
⇒ 訪問看護等の医療費控除対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合には、訪問介護や訪問入浴介護であっても医療費控除の対象となりますので、領収証に適切に記載してください(詳細は国税庁ホームページ)。

<運営基準>

(6) 計画の作成

・個別サービス計画の計画期間が居宅サービス計画の計画期間と異なっている。

⇒個別サービス計画の計画期間は、居宅サービス計画の計画期間に基づいて設定してください。



<運営基準>

(6) 計画の作成

- ・アセスメントを実施していない。

⇒現在の利用者本人の状況と乖離しないよう、個別サービス計画の見直しの際など、定期的の実施してください。

- ・モニタリングを実施していない。

⇒計画に沿ったサービスの実施状況を把握し、新たな計画を作成する際に活用してください。

また、把握した実施状況を踏まえ、介護支援専門員との連携等にも努めてください。

<運営基準>

(7) 勤務体制の確保等

- ・高齢者虐待防止、事故発生防止及び衛生管理(感染症・食中毒予防など)にかかる研修について、それぞれ1年に1回以上開催していない。
⇒ 上記の研修は、利用者の生命・身体の安全に影響を守るうえで重要であるため、1年に1回以上必ず実施してください。そのうえで、実施記録を残してください。
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメント等により職場環境が害されることへの防止のための対応について、事業者として対応の方針を明確にし、従業者に周知していない。また、従業者からの相談対応のための体制の整備を行うなど必要な措置を講じていない。
⇒ 事業者には、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、運営に関する基準にも規定されているものです。
ハラスメント防止の方針を明確にし、従業者に周知してください。また、従業者からの相談対応の窓口設置等、必要な措置を講じてください。
なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。

<運営基準>

(8) 秘密保持等

- ・退職者を含む、従業者から利用者に関する秘密保持の誓約書を徴取していない。または、秘密保持の誓約書の日付が漏れている。
- ⇒ 業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持の誓約書は従業者全員から適切に徴取してください。
また、秘密保持の誓約書について、日付の漏れ等がないようにしてください。

(9) 苦情処理・事故発生時の対応

- ・事故対応マニュアル等を作成し、従業者に周知していない。
- ⇒ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくようにしてください。定めた内容は、事故対応マニュアル等として、従業者に周知してください。

<運営基準>

(9) 苦情処理・事故発生時の対応

・苦情や事故の内容等を記録する様式が定まっていない。

⇒ 苦情が寄せられた場合や事故が発生した場合を想定し、その内容を記録するための報告書の様式を定めてください。

また、事故が発生した場合、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者に報告する仕組みを整えてください。

<介護報酬>

(1)初回加算【訪問介護】

・初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が訪問、または訪問介護員等に同行していない。(同行した記録がない。)

⇒ サービス提供責任者が訪問、または訪問介護員等に同行していない場合は、算定できません。サービス提供責任者が訪問、または同行した場合は、その旨を記録してください。

サービス提供に当たり事業所における**自己点検**が重要となります。

適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する実地による指導の事前提出資料様式（令和4年度）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

The screenshot shows the Nagasaki City website interface. At the top, there are language options (English, Chinese, Korean) and a search bar. The main navigation menu includes categories like 'Citizen Life', 'Welfare & Health', 'Childcare & Learning', 'Housing & Community', and 'Business & Industry'. The breadcrumb trail indicates the current page is 'Business & Industry > Elderly, Nursing Insurance, Disability Welfare > Supervision & Inspection > Self-inspection form for care service providers (Heisei 24)'. The page title is 'Self-inspection form for care service providers (Heisei 24)'. The content area contains a notice about the form and a list of services to be inspected, including 'Home Care' and 'Nursing Care'.

2 運営上の留意事項について



・ハラスメント対策について

1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

2 事業主が講じることが望ましい取組について

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組
- (3) 被害防止のための取組

ハラスメント対策に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings). It features a navigation menu with options like "ホーム" (Home), "政策について" (About Policy), and "統計情報・白書" (Statistics and White Papers). The main content area includes a breadcrumb trail: "ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策". Below the title, there are four circular icons representing different documents: "介護現場におけるハラスメント対策", "マニュアル(平成30年度)", "研修の手引き(令和元年度)", and "事例集(令和2年度)". A note below the icons states: "本ページでは、介護現場におけるハラスメント対策について、地方公共団体のみならず介護現場のみならずにご利用いただけるコンテンツを掲載いたしますので、積極的にご活用ください。". The main text area contains detailed information about the measures, mentioning the "平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業" and the "令和2年度労働安全衛生等事業". It also mentions the involvement of various research organizations and the development of manuals and training materials. At the bottom, there is a note about the importance of harassment measures and the availability of support materials.